

第26回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会 議事録

開催概要

日 時:2023年11月24日(金) 10時00分~12時30分

形 式:ハイブリッド形式(リアル会場:ジェトロ本部5階BCD会議室)

議事次第:

1. 挨拶 理事 高島 大浩

2. 議題

(1)テーマ:「第25回諮問委員会における検討課題への対応、ガイドライン改定案、実務手順書について」

報告者:ジェトロ総務部 環境社会配慮審査役 内場 茂之

(2)意見交換

3. 出席者

(委員)

原科 幸彦 千葉商科大学学長 (東京工業大学名誉教授):委員長

塩田 正純 元工学院大学教授

村山 武彦 東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授

柳 憲一郎 明治大学名誉教授、研究・知財戦略機構研究推進員

源氏田 尚子 公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)フェロー

田辺 有輝 特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター理事

高梨 寿 一般社団法人 海外コンサルタンツ協会 前専務理事

宮崎 章 一般社団法人 産業環境管理協会 参与

(ジェトロ)

高島 大浩 理事

石原 賢一 総務部長

藤井 麻理 総務課長

小島 英太郎 総括審議役

常味 高志 海外ビジネスサポートセンター 次長

山田 美和 アジア経済研究所新領域研究センター長

内場 茂之 総務部主幹/環境社会配慮審査役

作本 直行 環境社会配慮専門家

議事内容

1. 挨拶 理事 高島 大浩

- ・おはようございます。本日はご多用中のところ、ご参集いただき改めて御礼を申し上げます。
- ・任期の関係で、前任の曾根が皆様とご一緒させていただいたのは半年ぐらいかと思っているが、2年は現職を任命されている。お付き合いをよろしくお願ひしたい。
- ・9月末まで香港事務所長を4年にわたり務めていた。環境社会配慮の状況は各地において異なると思うが、香港でも毎年のように平均気温が上がっており、今年の夏は過去最高の平均気温だった。香港を離任する直前の9月にも、過去最高の大雨があり、かなりの浸水を経

験した。やはり大きく環境の変化は世界どこにいても起きているということを感じざるを得ないというふうに思っている。

- ・日本の状況がどのように動いてきたのかということ、よく把握できていないところはあるが、とご指導、ご鞭撻をいただければと思っている。
- ・昨年の12月に環境社会配慮ガイドライン改定を皆様方にお決めいただき、今年の7月に至るまで9回もワーキンググループを開催いただいたと承知している。ガイドラインの改正案について、今日も議論になると思っているが策定いただいたところである。
- ・この改定は何年かに一度、ジェトロにとっても非常に大きな変化であり、委員の皆様方には改定にあたり、様々なご見識からご示唆をいただいておりますこと、私から改めて御礼を申し上げます。
- ・本日、前回の諮問委員会で議論のあった検討課題については、ジェトロの対応について私も含めて検討させていただいた。要点のみ5点ほど説明し、詳しくは後ほど担当のほうからご案内があると思っている。
- ・まず1点目、サプライチェーン多元化支援事業への対応について、ジェトロが直接の実施主体でない事業に対してどのように取り組むかが課題と認識している。関係先との協議結果も踏まえて、ジェトロとしては実施主体の環境社会配慮の取組の支援に努めたいと考えている。
- ・2点目、諮問委員会の名称、体制について、諮問委員会の名称、体制は、前回、原科委員長からのご指摘を踏まえ、現状の「諮問委員会」の名称は維持しながらも、その下に「助言分科会」を設置したいと考えている。
- ・3点目、私どもジェトロの実施体制について、ガイドラインの改定後の実務手続も踏まえ、どのような実施体制がガイドラインを効果的に機能させていく上で望ましいか検討したところ、事務手続が増えることから、事務レベルの体制強化を考えている。
- ・4点目、スクリーニング様式を含む、ガイドライン改定版の表現の見直しについて、皆様方からのご指摘、ご意見を踏まえて、事務局が改正案に修正を加えているので後ほど説明をさせていただきます。
- ・5点目、ガイドラインが円滑にワークするようガイドラインを補足する手順書を作成している。今後、委員の皆様にもご覧をいただき、ガイドラインを開始するまでに仕上げたいと考えている。
- ・本日の委員会では、今申し上げましたような内容を中心に担当から説明させていただく。皆様より忌憚のないご意見をいただければ幸い。私どもとして、できるだけ早く新しいガイドラインに基づく取組を開始したいと考えている。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・それでは、私ごとで大変恐縮であるが、10時30分より主催をしなければならない海外との会議があり30分ほど失礼をさせていただきます。議論の中身については、担当共々しっかりとフォローさせていただきたいと思っている。予め失礼を申し上げますがお許しいただきたい。

(石原総務部長)

- ・ありがとうございます。8月に開催した前回諮問委員会以降、理事の高島に加え、ジェトロのほかのメンバーにも異動があったので、今回初めて本委員会に出席しているメンバーをご紹介します。
- ・まず、海外ビジネスサポートセンター次長の常味高志です。海外インフラ展開支援事業など環境関連事業全般を担当している。

- ・続いて、総括審議役の小島英太郎です。経済安全保障関係、ビジネスと人権などの業務を担当している。以上2名が今回初めて出席させていただいている。
- ・それでは、本日の議事次第について説明させていただく。本日は、第25回諮問委員会における検討課題の対応、ガイドライン改定案、実務手順書について、環境社会配慮審査役の内場茂之より説明する。その後、説明内容について意見交換を行いたい。それでは、ここからの議事進行は、原科委員長にお願いさせていただく。原科先生、よろしくお願いします。

(原科委員長)

- ・どうもありがとうございました。それでは早速開始する。
- ・その前に、追加で資料をお配りしたので一言申し上げる。ジェトロはSDGsを推進する大変重要な役割があると考えおり、また日本を引っ張っていけるのではないかと考えている。ジェトロは国際的に随分と実績もあり、それから社会、日本にも殆どの方が名前を知っている。そういうことで、国際的な事業展開によって日本はSDGsをしっかりとやるんだということ、また進めていただきたいという思いで、SDGs、人権について執筆した。お読みいただければと思う。

(原科委員長)

- ・それでは早速、第25回諮問委員会における検討課題への対応、ガイドライン改定案、実務手順書につきまして、説明していただく。では、内場茂之・環境社会配慮審査役、お願いします。

2. 議題

(1)テーマ:「第25回諮問委員会における検討課題への対応、ガイドライン改定案、実務手順書について」

報告者:ジェトロ総務部環境社会配慮審査役 内場 茂之

- ・それでは、私のほうから、議題に沿ってご説明をさせていただく。
- ・まず前回、第25回諮問委員会における検討課題については、冒頭、理事から説明があったとおり大きく5つあると考えている。前回の諮問委員会開催後、各課題について、ジェトロにおいて、また、課題によっては経済産業省及び他機関とも協議し、対応を検討した。それらについては、本日のお手元にお配りしている資料4にポイントをまとめており、それを補足する形で資料5にガイドラインの該当箇所に沿って意見と対応などの詳細をまとめた。
- ・また、資料6については、委員の皆様には前回の諮問委員会後、既に確認いただいております。前回の諮問委員会における意見を踏まえ検討課題を整理している。本日、私から資料4に基づいて説明をさせていただく。適宜、資料5及び6も併せてご覧いただきたい。
- ・まず、1点目は、サプライチェーン多元化支援事業の対応である。本事業は、日ASEAN地域における製造拠点の複線化やサプライチェーン強靱化を図るために、設備の導入、実証事業、事業実施可能性などを補助金交付により支援するもの。経産省による日ASEAN経済産業協力委員会(AMEICC)に対する拠出金を財源として、AMEICC事務局が実施主体として実施をしている事業であり、ジェトロは事務局業務を受託しているもの。
- ・前回の諮問委員会において、本事業はガイドラインの対象になるのではとのご意見をいただき、改めて経済産業省及び事業実施主体であるAMEICCに対して、本委員会で皆様からそ

のようなご意見があったという旨を伝えた上で、改めて対応について協議をいたしたところ、ジェトロは事務局として手続のみを担っており、案件への採択の直接的な関与もなく、経費の支払いもしていないため、実施主体ではないということが共通の認識である。

- このような認識を踏まえ、改めて取組を検討した。検討過程において、AMEICCに環境社会配慮ガイドラインの有無を確認したところ、独自のガイドラインはないということであった。
- そのため、前回の諮問委員会において、原科委員長からもご指摘のとおり、ガイドライン第Ⅱ部に、「ジェトロは、事業実施において環境配慮に取り組むだけではなく、他機関の環境社会配慮の取組を支援する」という記載を踏まえ、ジェトロのガイドラインが改定できたら、AMEICCにガイドラインを共有し、アドバイス提供やその取組を支援することを考えている。
- また、事業の募集要項の表紙についても、原科委員長からジェトロが実施主体のような印象を受けるとの指摘を踏まえ、この点についても実施主体と協議し、次回の募集からジェトロは事務局であるということが分かるように表記をすることを考えている。
- 2点目は、諮問委員会の名称と体制である。ワーキンググループにおいて、ジェトロの企業支援の方向に沿って、企業のビジネスリスク低減などの企業支援を目的として取組を強化する議論があったため、「諮問委員会」の名称は「助言委員会」に変更するよう検討を進めてきたところ。
- 一方、前回の諮問委員会において、原科委員長から、ジェトロの実施体制を考慮した場合には、「助言委員会」ではなくて「諮問委員会」のほうが、組合せとしてバランスが取れているというご指摘があった。
- また、柳委員から、「助言委員会」にすると、ジェトロ、もしくは事業者のどちらから助言を求められているのかが不明確であり、委員会の存立基盤も脆弱になるとのご指摘があった。そのため、これまでどおり委員会の名称は「諮問委員会」を維持し、諮問委員会の下に分科会を設置する体制にすることを考えている。
- 分科会は、カテゴリAもしくはBのカテゴリ分類を行うと共に、カテゴリAに分類された事業に対して助言いただくことを想定している。
- 3点目は、ジェトロの実施体制である。前回の諮問委員会でガイドラインを補足する「実務手順書」を作成するよう意見があったため、これを作成しながら、また組織内の業務フローなども考えながらガイドラインの改定に伴い、どのような実施体制がガイドラインをワークさせていく上で望ましいのか検討した。
- 2015年以降は、案件形成調査は実施しておらず、現在も環境レビューは実施していない。このような状況を踏まえ、2022年12月以降にガイドラインの改定作業を開始以降、組織内でガイドライン改定にかかる業務が拡散しないよう、効率性の観点から環境社会配慮審査役が委員の皆様との窓口となり、改定作業を一元的に担ってきた。
- ただ、ガイドラインが改定されたら、カテゴリ分類、環境レビュー実施、事業実績及び取組の諮問委員会への報告など、特に事務的な作業が増える見込みである。そのため、環境社会配慮審査役の下に、新たに担当を2名配置し、事務が円滑に遂行できるよう体制強化を図りたいと考えている。
- 4点目は、ガイドラインの改定版の一部修正である。前回、諮問委員会における議論及び事後に事務局にいただいた意見を踏まえて、ガイドラインの改定案を一部修正したところ。
- 本日配布した資料7、ガイドライン改定案の修正履歴が入っているものが分かり易いため、本

資料を踏まえご説明したい。前回の諮問委員会以降に修正した箇所は、資料7に黄色で網かけしているため、最初から順番に説明をしたいと思う。

- ・まず、全体に関して、1ページから14ページ、第Ⅰ部からⅢ部までになるが、委員会の名称について、前回提示した改定案では、委員会の名称は「助言委員会」としていたが、「助言委員会」ではなく全て「諮問委員会」に修正している。また、分科会を設置するため、環境レビューのプロセスには分科会を含めた。

- ・順番に説明する。諮問委員会の名称について、原科委員長と柳委員の意見を踏まえ、修正した。該当箇所は、以下のとおりである。

4ページの5.ガイドラインの遵守と説明責任の確保

8ページの第Ⅱ部2.(3)カテゴリ分類の方法

11ページと12ページの第Ⅲ部1.(2)基本方針、(3)ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

12ページと13ページの第Ⅲ部2.(1)事業実施前の段階、(2)事業の実施段階、(3)事業報告書の精査段階

別紙4の2.(1)事業の実施に伴う環境社会面への影響

- ・11ページの第Ⅲ部1.(2)3)①事業計画の妥当性確認について、環境社会配慮の「実施可能性」を踏まえ、となっていた表現を「観点」の方が馴染むため修正した。高梨委員の意見を反映したもの。

- ・16ページの別紙1「貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスク」について、IFCのパフォーマンススタンダードに基づいて想定されるリスクを整理した資料。想定されるリスクの②「強制労働と児童労働の禁止」について、参考となる国際条約や協定は、アジア経済研究所の山田美和・新領域研究センター長の意見を踏まえ、「国際人権規約」、「ILO中核的労働条約」を追加した。「国際人権規約」は、1966年の第21回の国連総会において採択、1976年に発効、日本は1979年に批准しているもの。

「ILO中核的労働条約」は、1998年のILO総会で採択、現在では中核的労働基準は5分野10条約となっている。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」について、これまで②「強制労働・児童労働の禁止」、③「雇用における差別」、④「危険かつ非衛生的な職場での雇用」の3つが該当としていたが、⑭「用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生」、⑰「先住民の権利、尊厳・文化保護」、⑱「文化遺産の保護及び文化遺産による便益の公平な分配」についても該当するため、山田美和・新領域研究センター長の意見を踏まえ修正した。

- ・別紙3「スクリーニング様式」について、スクリーニングの際に、十分な情報が揃うよう詳細に記載できるよう項目を追加した。

項目1-2 事業の実施予定地について、可能であれば地図も添付する。

項目2-1 ステークホルダー協議をした場合は、日時、場所、参加人数、所属、性別、主な意見と対応状況等を記載する。

項目2-2 現地住民等から苦情や意見があった場合、具体的な内容を記述する。

項目3-4 環境アセスメント報告書や許認可所等は、一般に公開されているか、公開されている場合は、場所とURL等を記載する。

項目4-1 事業の実施予定地、その周辺に保護すべき地域、あと守るべき貴重種などがある場合は、名称、貴重種の場合は生息地などを記載する。

- ・項目4-2 事業の実施予定地において、森林伐採が想定される場合、非自発的な住民移転数、埋立面積、伐採面積等を記載する。
 - ・項目4-3 事業の実施過程だけではなく、可能な範囲で主要なサプライチェーンも含めて回答する。回答項目は、難民、国内の避難民、高齢者への配慮、新型コロナ、労働環境・労働安全、汚職・腐敗を追加した。
 - ・最後に、本フォームは暫定的な雛形とし、実際運用を始めた際、事業内容を踏まえ適宜、修正を加えることを加筆した。
 - ・これらの指摘は、全て田辺委員、源氏田委員の意見を踏まえて修正したものの。
 - ・以上が4点目のガイドライン改定版の表現を含めた修正箇所である。
 - ・次に、5点目は、実務手順書である。本手順書は、ガイドライン改定ワーキンググループにおいて、ガイドラインを補足するための実務手順書を作成する必要性について議論があったため、事務局がドラフトした。皆様には本日初めてご提示することになる。
 - ・内容的には4部構成としている。
 - ・第Ⅰ部は、ジェットロ事業における環境社会配慮の取組概要である。一般的な取組概要について、一部はガイドラインと重複する部分もあるが、ジェットロ事業において想定される環境社会配慮上のリスク、各カテゴリに応じた環境社会配慮の取組概要と方法、さらにカテゴリ分類の方法などについて記載した。
 - ・第Ⅱ部は、環境社会配慮の取組の進め方と手続である。ガイドラインを補足した形で実務的な手続の詳細について記載しており、カテゴリA及びBの実施フロー、フローの図も含め、全体の流れが分かるように記載している。
 - ・第Ⅲ部は、環境レビューにおける分科会との連絡フローである。主にジェットロの担当者と分科会の連絡フローについて、事務的なやり取りも含め、ガイドラインを補足する形で記載した。分科会メンバーに参照いただくものになる。
 - ・第Ⅳ部は、環境社会配慮諮問委員会及びその下に設置をする分科会の開催概要である。随時、案件によって柔軟に対応するが、全体の方針として記載した。
 - ・別添資料は、事業申請書雛形、スクリーニング様式、助言フォーム、カテゴリ分類の結果連絡票がある。
- 別添1「事業申請書(雛形)」は、ジェットロ事業担当部が事業を公募する際、申請受付けのために使用するものである。事業ごとに内容は異なるため雛形として作成した。内容的は、企業及び事業概要、機器・技術概要、ビジネス戦略、事業計画などについて記載する。最後に、環境社会配慮について、項目(7)において、用地取得の有無、環境社会配慮調査概要、既存調査の有無、環境社会影響の可能性、環境改善効果などを記載する。本内容は、ガイドライン本体の別紙2「申請書において環境社会配慮に関する項目の記述要領」の内容を記載できるよう整合性を図っている。
- 別添2「スクリーニング様式」は、スクリーニングをする際に、事業申請書と同様に事業実施主体が記載する。ガイドライン別紙3と同様であるため説明は省略する。
- 別添3「助言フォーム」は、分科会メンバーが、事業申請書及び事業終了段階で作成する事業報告書に対して助言する際に使用するフォーマットである。以前に実施していた案件形成調査の助言フォームを踏まえ、事務局が作成した。
- ・別紙4は、分科会がカテゴリ分類を行い、結果をジェットロに連絡する際に使用するものであり、

分類結果及びその理由を記載する。

- ・以上が実務手順書の内容である。今後、皆様の意見等を伺いながら、ガイドライン開始までに仕上げることを考えている。
- ・以上が、前回の諮問委員会における意見に対して、ジェットロが対応を検討した内容である。

3. 意見交換

(原科委員長)

- ・どうもありがとうございました。かなり詳細なガイドラインの実施手順書ができたと思う。いかがでしょうか。

(田辺委員)

- ・資料4の2.「諮問委員会の名称、体制」について、助言分科会は、カテゴリ分けを行う記載があるが、ガイドライン上、カテゴリ分類はジェットロが行う建付けであると思っている。あくまで分科会はカテゴリ分類の助言をする立場ではないか。その点を確認したい。実務手順書の別紙4において、分科会会長が結果を連絡するとなっているが、カテゴリ分類結果はジェットロから事業実施主体に出されるものと思っている。
- ・もう1点は、諮問委員会と分科会の関係性である。まずガイドライン上、資料7の5.「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」で分科会の位置付けを明確にしないと、第Ⅱ部2.(3)カテゴリ分類で分科会が最初に出てくる。この諮問委員会と分科会が上下関係にあるということを明確にする必要がある。質問としては、この分科会がどこまでアカウンタビリティと透明性を求めるかどうか不明確でありお伺いしたい。
- ・さらに、実施手順書のIV「環境社会配慮諮問委員会及び分科会の開催概要」について、委員会において分科会が行ったことのアカウンタビリティを担保し、そのことをガイドラインの本文にも記載する必要がある。分科会が行ったカテゴリ分類に対する助言、環境レビューにおける助言、報告書に対する助言をきちんと諮問委員会において報告、意見交換することを含めておく必要があると思う。

(原科委員長)

- ・分科会がカテゴリ分類の案を作成し、それでジェットロが判断する、そのような関係ということか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ご理解のとおり。最終的にはジェットロが判断するが、分科会から参考意見をいただくということ。

(田辺委員)

- ・そのとおりである。

(原科委員長)

- ・諮問委員会が判断してもいいのか、どちらなのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・最終的にはジェトロが判断するが、分科会から意見をいただき、それを踏まえ、ジェトロが判断する。

(原科委員長)

- ・分科会の意見を尊重してということか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ご理解のとおり。分科会の意見を尊重して判断する。資料4及び実務手順書をそのように修正する。

(原科委員長)

- ・それでいいか。

(田辺委員)

- ・結構です。

(原科委員長)

- ・カテゴリ分類は重要なところである。カテゴリ分類で気になったのは、A、B、Cとあり、Cは全て対象であり、AとBがかなり限定的である。カテゴリ分類自体は、この諮問委員会で案を作成し、分科会が助言しなくてもいいような感じもする。そのため、全て対象でやってもいいのではないか。費用を負担する事業のみをAもしくはBに分類するとなっているが、実際のアクションは限られてくるのではないか。

(高梨委員)

- ・その点、まだはっきり詰めてないと思う。実際問題、Aは少なく、Bが結構あると思う。AとBで、Aだけを切り離しているが、むしろAとBは一緒にしたほうが良いという気もしている。それらを諮問委員会で検討する。都度どのように分類して助言するか、実務手順書において検討を要するテーマである。

(源氏田委員)

- ・カテゴリAとBの分類について、JICAは内部規定がある。例えば、住民移転数が何人以上だったらAなどクライテリアがあるが、JETROでは、それが全く今ない状態である。本当はそのクライテリア、何らかの目安でもいいと思うが、例えば非自発的住民移転数が何人の場合はA、あるいは森林伐採面積がどれぐらいの場合はAとか、何かそういう基準を作成しないと混乱するのかなというのは若干懸念がある。もしできれば、そういう基準ができればと思っている。

(原科委員長)

- ・それはこれから。実務手順書は今後必要に応じて改定していくので、今の段階では未だはっきりしないけど、これから、それを考えるようにしたい。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・実務手順書については、皆様のご意見を踏まえ、これから仕上げていく予定である。

(原科委員長)

- ・そのようにすることで良い。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・AとBの定義の経費負担を伴うことについて、経費補助しない事業を含める場合には、間接補助事業が全て対象となる。環境レビューを実施するには、ガイドラインを遵守して環境社会配慮に取り組むこと、機密性の高い事業戦略にかかる情報などの秘密保持など事業実施主体との間で、書面で確認を取る必要がある。経費を直接補助する事業には、事業実施主体と個別に契約締結をする手続きが備わっているため、カテゴリA及びBは直接補助事業を対象としている。

(高梨委員)

- ・サプライチェーン多元化支援事業との関係になるが、補助金交付規程は、前回も指摘したように、基本的に以前にやっていた経済産業省の案件形成調査と同様に、いわゆる経済産業省からジェトロが委託を受け、ジェトロが責任を持って事業を管轄している。但し、以前のお金の支払いはジェトロ経由になっていたのかもしれないが、サプライチェーン多元化支援事業を見てみると、唯一違うのは、いわゆるお金の支払いの部分だけである。要するに、ジェトロが公募、審査委員会で審査、その結果を事業者へ通知、申請書の中身チェック、実施段階において調査内容確認、報告書の内容を確認する。経費のところは、領収書を含めて精算し、最後の補助金の確定まで行い、その確定した額をAMEICCに出して、そのお金を支払ってもらう。最後の支払いだけが、AMEICCなり、AOTSがやるという形になっており、事業の殆どはジェトロがやっている。交付規程を見て分かる通り、実施主体とジェトロの関係において、申請先はジェトロになっており、例えばその事業で機材等を購入したような場合でも、それについての承認は全部ジェトロが担っている。そのため、我々の観点から言うと、環境社会配慮の問題も、当然ながら本当はジェトロがチェックしているはずである。
- ・資料5において、間接補助事業は実施主体と個別に契約締結をしていないために、実施主体に対してガイドラインに沿った取組等々の確認ができないと記載がある。ところが、サプライチェーン事業では、ジェトロが実施主体との間で契約を締結している。だから、この理由がよく分からないが、契約締結してないのではなく、締結しているのではないか。サプライチェーン多元化支援事業の説明書にも、ジェトロと実施主体との間で契約締結の記載がある。だから、一見、お金の支払いがないため、環境社会配慮について、例えばジェトロが助言できないというのは、知らない人が見たらそうかなと思うが、実際の中身を見ると、殆どはジェトロが担ってる。そのため、恐らく、サプライチェーン事業で、異議申立てがあった際に、AMEICCは知らない。つまり、自分たちでガイドラインを持っていないし、環境の専門家もいない、助言委員会もない訳である。だから、そこでもし異議申立てがあったら、ジェトロが対応することになると思う。そのときに、これはジェトロのガイドラインに適用してないということ、公的機関として言えるのか。以前に委員長が指摘のとおり、ジェトロは他の機関を支援する立場にあるの

で、まさに環境社会配慮の環境とか人権問題が民間企業で違反することのないように、それを支援するというのが公的機関の役割と考える。ジェットロが自主的に実施している事業であり、ガイドラインの適用案件と考えるのであるが。

(原科委員長)

・ここがなかなか悩ましい。少なくともカテゴリ分類ぐらいは関与しないとまずいかなと思いますけどね。AMEICCにやってもらうにしても、カテゴリAでやるか、Bでやるか、そのアクションの取り方に対してアドバイスしないといけないのではないか。カテゴリ分類しなかったら、アクション、アドバイスしようがない。AMEICCにアドバイスすると言ってるのだから。しかも、そのAMEICCにはジェットロのガイドラインに沿ってやってもらうとはっきり書いている。そのため、具体的に、AかBか、少なくとも分類はしておかないと。Cであれば、個人だけであるが、AやBになるようであれば、ジェットロのガイドラインに沿って取り組むよう伝える必要があると思う。独立行政法人は公的機関のため、ややこしくなる恐れもある。

(柳委員)

・元に戻るが、田辺委員が先ほど指摘した諮問委員会と分科会の関係について、ガイドラインの頭のところに書くとする、資料7の4ページ目の「諮問委員会を設置する」というところに「及びその下に分科会を設置する」ということが書かれていると、分科会がその後、8ページと12ページに出てくるので、それから23ページにも出ているが、その関係性が少し明確になると思う。要は諮問委員会の下に分科会があると理解できる。ガイドライン第I部5.「ガイドライン遵守と説明責任の確保」に加筆しておく必要があると思う。

(内場環境社会配慮審査役)

・ご指摘のとおり修正する。資料7の4ページに一文加筆し、それ以外の詳細については、実務手順書で補足する。

(原科委員長)

・そのように、位置付け明確にしてください。ありがとうございます。
・また戻りましょうか。AMEICCの件について、どうでしょうか。他に意見はありますでしょうか。

(村山委員)

・今の件は、委員会でもずっと議論を行い、内場環境社会配慮審査役より、これまでの整理をご説明いただいたと思う。委員会として関わるのかどうかというのは、結構しっかりと議論しなくてはいけないと思っており、もし関わるならきちんと関わり、関わらないのであれば、それをきちんとあらかじめ説明をしておいて、我々は関わらないということを立場上、明確にしておくということが必要と思っている。中途半端に関わるのは一番よくないなと思っている。関わるとしたら、しっかりと関わる。関わらないなら関わらないということ。
・資料4で内場環境社会配慮審査役の説明では、ジェットロではガイドラインに基づいて取組を支援するという整理になっており、もしあるとすれば、この取組の支援をどのようにしたのか委員会の中で報告いただくことはあり得ると思う。但し、個別の事業についてどの程度踏み込む

かは非常に微妙で、あまり踏み込むと我々の責任にもなってくるため、踏み込むのであれば、もうきちんと関わらないといけないと思うが、もしそこまでしないのであれば、もう報告を受ける程度に留めておかないと、我々の責任がどこまで及ぶのか気になるところである。

(原科委員長)

・助言委員会であるため、助言をして、それに対してジェトロでやっていただくことになりますよね。その助言の範囲でA、B、Cと分類して、Cは全て対象になっていて、AとBが外れると整合性が図れないので。少なくともAかBかの分類ぐらいまでアドバイスして、その後、どう対応するかはジェトロにやっていただく、そういう意味です。

(村山委員)

・はい、おっしゃることも分かるが、ただ、カテゴリ分類すると、カテゴリ分類に従って手続を取らないといけないという気もしている。

(原科委員長)

・いやいや、助言ですから、それをどう受け取るかは、ジェトロ側の判断ではないか。

(村山委員)

・いや、もしそれであれば、その手続をまた考えないといけない。

(原科委員長)

・それしないとおかしなことにならないか。一番大事なところに対して助言しなくなってしまう。

(村山委員)

・その辺りをきちんと整理をしておけばいいと思う。

(原科委員長)

・どうでしょうね。ほかの委員の方はどうですか。

(内場環境社会配慮審査役)

・その点は、前回諮問委員会の意見を踏まえ、改めて協議をさせていただいたところ、やはり実施主体ではないということであり、村山委員がおっしゃったようにガイドラインを共有し、その後は、どのように対応しているのかというところを委員会に報告するような形を考えている。

(原科委員長)

・どうでしょう。そのような対応で宜しいか。

(作本環境社会配慮専門家)

・カテゴリ分類は、これは事業実施者(ジェトロ)の責任の一部である。そのために分科会から助言を得るのは、自由でないか。必要に応じて事業者側が勝手に実施する。ジェトロ側の責

任で行ってもらえないのではないか。そうでないと、先ほど村山委員が言うように分科会の責任になってしまうことが懸念される。最終的には、まず、ジェトロが分類を決めたということ、ジェトロ側が言わないと分科会の皆さんは迷うのではないかと。

(内場環境社会配慮審査役)

・ジェトロが支援する中で、どのような支援をするかに関わることであり、支援の過程で検討したいと考えている。

(高梨委員)

・私が質問したのは、資料5「検討課題への対応(詳細版)」の中に、企業の活動経費を直接補助する事業の中でということがあり、直接補助でない案件に対してジェトロは関与しないということになっている。その対応の理由の一つに、契約締結をしてないことが理由に挙げられている。この理由をもって、ジェトロとしては、ガイドラインは適用せずに、ジェトロ事業としないと今回お答えになっている。先ほど申し上げたようにサプライチェーン事業では契約を結んでいるため、この説明が合わないと思う。この点を回答してほしい。

(内場環境社会配慮審査役)

・その点については、間接補助事業は、カテゴリAもしくはBの対象にはならないということである。間接補助事業まで対象を広げると、ジェトロの場合、支援企業と契約関係にないセミナーや情報提供の事業なども対象に含まれることになる。そのため、直接補助をする事業をカテゴリAもしくはBの分類対象としており、直接補助する事業において助言を提供すると整理をさせていただいている。

(高梨委員)

・セミナーなんかは、当然含まれないと思う。それは報告だけで済んでいるため。今やっているのは、サプライチェーン事業でも100件以上の案件を実施しており、規模も大変大きなものである。ジェトロの第6期の計画にもしっかりそれは明記されている。また経済産業省も大事な事業として位置付けている。そのため、そのセミナーなどの一時的に実施するものとは全然性格が違うものであり、ジェトロの一つの大きな事業として位置付けられているものと思う。そのため、セミナーなどの間接補助事業と同様であるため対象としないというのは、やっぱり公的機関としておかしいように思う。実施主体と直接契約関係にないからこれは対象としないと記載があるが、サプライチェーン事業には契約締結しているのではないかと。その点について、整合性が合わないのではないかとということを質問している。その点はいかがか。実施主体と契約関係はないのか。

(原科委員長)

・契約関係はあるんですね。

(内場環境社会配慮審査役)

・契約関係はある。カテゴリAもしくはBに分類する対象事業は、ジェトロが事業実施主体として

実施する事業を対象としてカテゴリ分類するということになっている。資料7の7ページの第Ⅱ部1.(1)環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上をご覧いただきたい。下から4行目に、このジェトロの役割は、事業主体として実施する貿易・投資促進事業の環境社会への影響に適切な配慮をするとあり、実施主体、事業主体として実施するものを対象としている。カテゴリ分類は、ジェトロが実施主体として実施する事業を対象にしており、サプライチェーン事業については、実施主体と協議をして、ジェトロは実施主体ではないというのが共通認識ということになっている。その観点から、基本的にはそのカテゴリ分類の対象にはならないため、含めないという前提となる。

(高梨委員)

・事業主体というのは非常に曖昧な言葉である。そういう面では、これまでジェトロが経済産業省から受託したインフラのFS調査があるが、事業主体はどこになるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

・ジェトロだったと思う。

(高梨委員)

・実施するのは企業ではないのか。

(原科委員長)

・事業主体として実施する貿易・投資促進事業であるため、貿易・投資促進事業はジェトロの仕事であるという意味だと思うが違うのか。貿易投資促進事業であるため、いろんな事業は全て、基本的にジェトロの事業であることが基本ではないのか。

(内場環境社会配慮審査役)

・資料7の8ページの第Ⅱ部2.(2)カテゴリ分類の箇所をご覧いただきたい。1行目に、「ジェトロは、事業主体として実施する貿易・投資促進事業について」と記載があり、実施主体として実施している事業をカテゴリ分類するということである。

(原科委員長)

・事務局として対応する業務は貿易・投資促進事業ではないのか。

(内場環境社会配慮審査役)

・実施主体と協議したところ、サプライチェーン事業においては、ジェトロは実施主体にならないという整理だったということである。

(高梨委員)

・ジェトロは、サプライチェーン事業については、直接補助事業ではないとの説明だったのではないか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・案件の採択に直接的に関わっていないということ、審査にも関わっておらず、また、実際に企業への直接的な支払いもしていないことなど、前回の諮問委員会で説明をさせていただいたとおりである。

(高梨委員)

- ・前回は質問をしたが、過去に実施していたインフラ事業についても、審査は別途審査委員会があり、ジェットロが案件の審査をして採択を決めたわけではないと思う。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・サプライチェーン多元化支援事業については、ジェットロは、審査会のアレンジ行っているが、実際の審査は委員の方々が決められているため、ジェットロは審査への関与はない事業である。

(高梨委員)

- ・内場環境社会配慮審査役は、存じ上げないと思うが、かつて実施していたインフラ事業はガイドラインが適用された。その際に、インフラ支援事業ということで案件形成をやっており、ジェットロは、その際は案件募集をして、その選定審査は外部の審査委員会でやったと思う。そうでないと、経産省は納得しない。ジェットロが案件を決定するなんていうことはないと思う。だから、審査のところはいつも第三者を入れている。それはサプライチェーンでも同じと思う。だから、サプライチェーンがどうして今までの事業と違うのか、これだけジェットロがコミットしているにもかかわらず、そこをお聞きしているのである。その理由は何かといったら、理由は、契約締結してないから、ジェットロとしては助言できないとなっているが、今のサプライチェーン事業の交付要綱では、交付規程では、ちゃんとジェットロが契約を締結することが記載されている。

(石原総務部長)

- ・前回、ビジネスサポートセンターの次長として参加した際にも説明した内容と変わってないが、今回のサプライチェーン事業について、予算を獲得し、この事業をどのような形で実施するか決めている経済産業省及びAMEICCに対して、本事業の実施主体はどこなのか確認したところ、ジェットロには事務局を委託しているのであって、案件を採択したり、最終的に補助額を決めたりというのは、経済産業省あるいはAMEICCでやると明言があった。
- ・もちろん案件審査委員会の委員の手続などはやっており、私も以前の立場で委員会に参加したことはあるが採択には関与していない。恐らく前のFS調査の際は、ジェットロは案件の審査委員に入っており、一部には主体的に案件の審査もしていたのではないかと思う。今回の事業については、経済産業省及びAMEICCは、事務局をジェットロにお願いしていることを明確に言っている。それに基づき事務局として採択企業と契約はしているが、実施主体ではないということをご説明しているとおりであり、そうではないのではとの指摘であるが、経済産業省やAMEICCとの関係ではそれ以上先に進まないため、そうした位置付けにある事業であるのご理解をいただければ幸いである。

(山田アジア経済研究所新領域研究センター長)

- ・私自身が専門にしている指導原則の考え方からいくと、その経済アクターがレバレッジを持っているか、持っていないか、レバレッジをかけることができるか、かけることができないのかというところで一つ考えるポイントだと思う。
- ・多くの企業様が昨今人権方針をつくられており、その適用範囲というところであるが、やはりそれは自社の中、それから自社グループというところで、あくまでサプライヤーに対しては自社の方針を尊重するようにリクエストをするという形になっている。そのため、位置付けがずれているのかもしれないが、ここは、やはりジェトロというか、この経済アクター自体、この事業主体自体がレバレッジを持っていないという状況であれば、このガイドラインを適用させるというのは少し違うのかなというふうに感じているところである。
- ・それから、このジェトロ自体のガイドラインが適用にはならなくても、経済産業省及びAMEICC、それから経済産業省が策定した、少なくとも人権等に関してはそれを尊重するガイドラインがあり、これは全ての日本企業に適用するという。それから、経済産業省自身も、それからAMEICC自身もそのガイドラインについての認識はしているのかと思う。そのため、ジェトロとしては、そのサポートをしていく、またはアドバイスをしていくという立場に留まるのではと感じている。

(原科委員長)

- ・アドバイス、そこなんですよね。だから、資料4のサプライチェーン多元化支援事業の対応というところで、ジェトロは事務局である。ジェトロは、ガイドラインをAMEICCに共有しアドバイスするという中身であるが、だからカテゴリA、B、C、どれに対応するか、こういうことでやっていけないとしようがない。そのアドバイスをしないと、アドバイス自体がないと思う。何もしないでいいのか疑問を持った。だから、どうするかは、もちろん事業者、実際にはプロジェクトを推進する側であると思う。だから、ジェトロのガイドラインで言えば、AかBに対応しますぐらいは、アドバイスでもいいかなと思ったが、その必要はないのか。

(村山委員)

- ・なかなか難しい議論ではあるが、私の整理では、先ほど内場環境社会配慮審査役が示した資料7の7ページの1.(1)実施方針の部分で、ジェトロがどう環境社会配慮に関わるかというところが書かれているが、最初の前半は事業主体として実施するものについては、カテゴリ分類を踏まえて関わる。ただ、後半は民間企業による様々な活動を支援するということが書かれている。恐らく、今の整理でいくと、この民間企業に対する支援というのが、サプライチェーン多元化支援事業のカテゴリに入るのかなと思う。
- ・そのため、ガイドラインが全くサプライチェーンに関わらないということではないとは思いますが、カテゴリ分類までするのかという話になると、ちょっとそこは違うのかなという気がする。そのため、定期的に行われる諮問委員会で、どういうふうにサプライチェーンの事業について支援をしたのかということについて報告いただくということはあっていいと思うし、また今日のような議論を毎年行うということもあっていいと思う。
- ・仮に異議申立てのようなことが出てくれば、それは、この委員会で議論をして、本当にこうだった、今のような形での関わり方でいいのかということ議論するということはあっていいとは思っている。ただし、カテゴリ分類を実施するという話にはちょっとならないのかなと思っている。

(原科委員長)

- ・カテゴリ分類は、諮問委員会が決めるわけではなくアドバイスだからね。意味が全く違うのではないか。
- ・もし、助言委員会が決めるのであれば、おっしゃるように、そこまで踏み込めないが、ガイドラインを提供する場合に共有して、これは A でやったほうがいいでしょう、B がいいと、そういうことを言うだけを想定している。

(村山委員)

- ・その場合、手順書のことにも関わってくることになる。

(原科委員長)

- ・資料 4 に「共有しアドバイスする」と記載されており、アドバイスしなかったら、結局何もしなくなってしまう。

(村山委員)

- ・カテゴリ分類をする事業をどれにするのかということ、恐らくジェトロのほうから提示をいただいて、分科会で議論するのかなと思うが、その提示される事業の中に、サプライチェーンが入るかどうかである。

(原科委員長)

- ・資料 4 のサプライチェーン項目の中に、アドバイスと記載がある。これを受けて、疑問を呈したのであり、C というのは、原則、何もしなくていいということだから。

(石原総務部長)

- ・委員長ご指摘の資料 4 の 1. 「ジェトロのガイドラインを AMEICC に共有しアドバイスすることで」についてであるが、このアドバイスの中身は、個別案件にガイドラインを適用してアドバイスする、カテゴリ分類するということではなく、ガイドラインを提供することで包括的にサポートするという趣旨である。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・そういう意味で記載している。このガイドラインを共有するにあたり、ジェトロの取組などを包括的に実施主体に共有すること。そういう趣旨で書かせていただいております、事務局としては、カテゴリ分類するところまでは想定していない。
- ・先ほど村山委員がおっしゃったように、この実施主体ではない事業に対してどのように関わるということは、資料 7 の 9 ページの 3. 「企業の環境社会配慮へのジェトロの支援」というところに記載がある。
- ・ガイドライン改訂前から、ジェトロが実施する事業における環境社会配慮と、民間企業・他機関の環境社会配慮の取組支援は明確に書き分けるという議論があったかと思う。
- ・そのため、ジェトロが実施主体ではないものについては、企業、もしくは主には公的機関の取

組を支援するというように書き分けているので、実施主体ではないものについては、他機関が推進されるための支援をするという位置付けと考えている。

- ・この点は、村山委員からご指摘、ご意見があったところと認識は同じであると思う。第Ⅱ部 3. で読むと整理している。

(高梨委員)

- ・やはり、そこが本当に曖昧で不明確であり、経済産業省からの受託事業はどちらになるのか。ジェトロの主体的事業か、それとも、他の民間企業への支援の活動、どっちになるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・サプライチェーン事業について、その位置づけについて協議したところ、実施主体ではないという共通認識であったということです。

(高梨委員)

- ・そうではなく、今までやっていたインフラ事業、案件形成事業、これはジェトロが経済産業省から受託を受けた訳ですよ。その事業は、今の内場環境社会配慮審査役の説明だと、どのカテゴリになるのか。ジェトロの主体的事業ですか。それとも、その他、関係機関への支援事業になるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・過去の案件形成調査事業については、その時期にはカテゴリの定義はなかったため、事務局のほうから回答はできないと思う。

(高梨委員)

- ・諮問委員会は前回のガイドラインを含めて、10年にわたりジェトロの事業を見てきている。そのため、先ほど申し上げたように、曖昧なところがなく、実際、インフラ事業では、ジェトロ事業として皆さん、案件の形成について、ガイドラインを適用してきた経緯がある。

(石原総務部長)

- ・その点については、今回は明示的に経産省と一緒に確認して、今回は明確にさせていただいたということである。過去のもの、この諮問員会で議論させていただいて、取り扱ってきたということであり、そういう観点ではジェトロの事業としてやってきたということであると理解している。
- ・他方、サプライチェーン多元化支援事業については、補助金の支出主体であるとか、国際機関である AMEICC が間に入っている事業であるとか、事業のフレームワークが、そういう意味では、これまでやってきた METI から直接受託を受けるものと大分様相が違う事業ということで、今回改めて確認をしたということである。それと過去のもの、位置付けが異なるというふうにご理解いただければと思う。

(高梨委員)

- ・委員長、これであまり時間を取ってもあれなんで、この辺でちょっと。

(原科委員長)

- ・確かに過去の事業とは位置付け異なるということを確認されたということはあると思うので、実際に、先ほどのアドバイスというのは個別の案件ではなくて、全体的な枠組み、改善全体をというお話であり、それがどのように運用されたか、村山委員が言われたように、定期的に報告いただいて確認して、それでまた何か改善が必要なら改めていくというようなことである。
- ・そのため諮問委員会、今、年 1 回という予定であるが、2 回ぐらいやれたらフィードバックがしやすいかな。そうすると良いが。
- ・いいですか、年 2 回やれば、年の初めと終わりで、きちんとフィードバックできるため、情報をシェアできる仕組みをつくれれば、上手く一步改善するのではないかと。

(柳委員)

- ・高梨委員が指摘された過去の諮問委員会が、助言委員会として取り扱ってきた案件は毎年 10 数件について、その割当てを決めて、助言内容について、今日資料で示されたような内容についてコメントを出してきた訳である。
- ・それはあくまでも経済産業省の事業であり、ジェトロとして、内部的に消化するというか、内部的に検討をして、今後の参考に資するような位置付けになり、公にアウトプットしたものではないというようなことになってしまった。当初の経済産業省とのやり取りの中で、そういう位置付けになってしまったということで、我々は、もう、それは仕方ないということであるが、その案件については、意見をみんなまとめて出してきたという経緯があったと思う。
- ・そういうことがあり、今回このサプライチェーンの多元化の支援事業について、同じような運命をたどるのではないかなと思っており、その点をジェトロの方で確認されたということだと私は理解している。
- ・それにしても、ジェトロ本体で行う案件については、新たに諮問委員会ですとか、分科会で検討して、それを諮問委員会に助言するというような形になるということなので、少しは従来とは違う位置付けになり、我々もいろいろと意見を言える立場になっていると理解している。
- ・私の理解は以上であるが、多分、高梨委員とも同じ理解になっているのではないかと考えている。

(原科委員長)

- ・どうもありがとうございました。では、そういうことで、きちんと報告していただくようなチャンネルをしっかりと作るということで宜しいですね。
- ・それから、諮問委員会を 2 回開くのは大丈夫ですか。年の初めと終わりに。今は 7 月 1 回だけとなっていますが。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・実務手順書には、分科会が設置され、分科会は案件ごとに、案件数が多ければ頻繁にやることになると思うため、諮問委員会は年 1 回開催としている。
- ・その趣旨は、ジェトロは年度の事業が終了し、翌年度の 5 月から 6 月頃に大体の事業実績を

まとめる。それらの作業が終わった 7 月頃に開催するのか宜しいと考え年 1 回開催としており、それ以外に案件があれば、随時、委員長のご意向を踏まえて開いていくということにさせていただくことを考えている。

(原科委員長)

・似たような趣旨であるが、フィードバックが大事だと思うので、5 月とかに 1 回開催し、あと、年末、2 月前後にもう一回開催し、2 回ぐらい開催してもいいかなと思っている。大学評議員会も最低 2 回はやる。そういう意味では、諮問という意味では、評議委員会の位置付けは諮問である。

(田辺委員)

・私が、最初質問させていただいた分科会の透明性というのは、今のところどのように考えているか。

(内場環境社会配慮審査役)

・実務手順書の中で議論はあると思うが、基本的に諮問委員会は公開とするということで考えているが、分科会は公開ではない形でのやり取りになるかと思う。

(高梨委員)

・実務書については、私も幾つか質問をしたいと思っており、田辺委員が言われたようなことも入るが、この実務手順書は内部資料ということで理解して宜しいか。それとも、実施主体である企業にも見せるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

・基本的には、委員の皆様とジェトロの職員の間で共有するものであり、ガイドラインが上手くワークしていくための手順書と位置付けている。

(高梨委員)

・では基本的には外部には示さないのか。

(内場環境社会配慮審査役)

・そのような考えである。

(高梨委員)

・そのようなことを申し上げた理由は、実務手順書のⅡ部「環境社会配慮の取組にかかる進め方、手続き」の2)「事業の実施段階」について、そこで企業向けにこういうことをやりなさいということを書いてあるため、企業にも見せるのかなと思ったが、そうではなく担当部にやらせるということか。

(原科委員長)

・見せてもいいかもしれない、場合によってはね。そのほうがスムーズに行く。いや、別に秘密にするという意味じゃないと思う。

(高梨委員)

・ただ、内部のやり取りが書いてあるので、これ、外に示すのはどうかと思う。我々は分かっているので構わないが、企業は理解できるか分からないと思う。

(原科委員長)

・これを基に、企業にとって必要な情報を整理しても良い。これはこれで内部に見せて。

(内場環境社会配慮審査役)

・企業に全て見せると、関係ない情報も含まれており、担当部が、必要な情報を企業とのやり取りの中で部分的に伝えていくようなものである。

(高梨委員)

・そういう意味では、非常に厚いものになっており、もう少しコンパクトにできないかなと思う。例えば I 部のカテゴリ分類の説明が入っているが、これはガイドラインに書いてある内容と重複する。

(原科委員長)

・丁寧に伝えるためなら、こういう努力をされたので、それはそれで意味はあると思う。これ、一つ見れば分かるほうが楽ではないかと思う。

(高梨委員)

・ガイドラインのほうもしっかり見てほしい。もうちょっと大所高所に書いてあるガイドラインのほうもやっぱり職員の人も見ていただきたいと思うので、こっちで全部解決してしまうと、ガイドラインを見なくてもいいやということになるのではないかな。

(原科委員長)

・そうはならないと思う。これがベースで、これを見ていただき、詳しくはガイドラインを見てくださいという案内をすれば良い。

(高梨委員)

・そういう面では、ここに別紙 2 と別紙 1 ということで、事業申請書とスクリーニング様式が添付されている。事業申請書は応募書類であり、既に使用されていると思うが、それを雛形に変更する意味があるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

・事業の担当者が企業とのやり取りにおいて、事業申請書を使用する際の雛形として添付している。最後の項目に、環境社会配慮に関する側面の検討ということで、ガイドライン本体の別

紙2と整合性を図っている。

(高梨委員)

- ・担当の方が申請書を読み込んで、違う形でまとめてしまうと、また実施主体の意向と異なったりすることもあるのではないかと思った。また、分科会メンバーもオリジナルを見れば分かると思うので、わざわざそれをコンパクトにまとめなくてもいいのではないかという気がする。
- ・それから、スクリーニング様式も、これも別添で付いているが、委員長いわく、これを見て全部分かってもらうためにつけているんだということであるが、このスクリーニング様式もガイドラインに添付されている。
- ・だから、これをまた実務手順書に添付されているというのも、こちらだけで完璧になってしまうと、むしろ、実務手順書はガイドラインをリファーするように記載されていれば良いと思う。
- ・また、フローチャートについて、いろんな課題が分かってくると思う。前回、組織内のどの部が担当するのかというのを明確にしておいたほうが良いと申し上げた。その回答として、海外事務所が情報収集し、それから環境社会配慮の専門家から意見を聞くこともあるため、ジェットロというふうに抽象的な表現にしたと資料5に記載があるが、それであれば、海外事務所も書き入れてもいいと思う。また、ここに記載のある環境社会配慮専門家というのは誰を指しているのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ジェットロの中で、私が環境社会配慮審査役で、作本さんが環境社会配慮専門家である。

(高梨委員)

- ・これ、作本さんを指しているのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ご理解のとおり。

(原科委員長)

- ・それでは、次、ちょっと先にいきましょうかね。

(高梨委員)

- ・実務手順書にあるフォローチャートに関して、報告書の精査段階において、カテゴリ A、B と分けている。できればカテゴリ A、B で、B も一緒にとっており、環境社会配慮審査役が分科会の話を担当部に伝えることになっているが、むしろ分科会が環境社会配慮審査役と担当部の両方に直接説明するようにした方が担当部も分かり易いのではないか。環境社会配慮審査役を介して、実施主体の企業に説明するよりは、一緒に聞いたほうが良いのではないか。要するに、分科会が何が問題で、何が課題と考えているかを、しっかり説明するという意味で、少なくとも担当部も直接、分科会の意見を聞いた方が、実施主体に説明する際に誤解なく伝えられるのではないかと思う。
- ・そのため、フローチャートで、審査役と担当部が分かれているが、A と B を一緒にして、審査

役と共に、担当部も直接分科会から助言を聞くという形の方が、内容的にはしっかり伝わるのではないかと。

(原科委員長)

- ・本日提示された実務手順書は案であり、今後意見を踏まえ修正をしていけば良いと思う。

(塩田委員)

- ・資料 8 の 7 ページの第Ⅲ部 1.(2)基本方針の 2 行目に、「企業が海外展開するにあたり予め把握しておくべき環境社会配慮調査項目を幅広く洗い出し」と記載がある。また、別紙 3 の負クリーニング様式にも環境項目は沢山含まれているが、全て洗い出されてるのか心配になる。というのは、最近、海外だと日本の企業が、ヨーロッパで洋上風車を実施すれば、海洋環境が入ってくる。海洋環境が入ってくると、海洋哺乳類に対する環境問題、設置した際に発生する水中音の問題などが国連でも議論されている。
- ・現在議論されている環境項目が含まれていないが、最後に本様式は適宜修正を加える旨記載があるため、今後は状況を踏まえ更新していく必要があるだろう。

(原科委員長)

- ・実務手順書はこれで決定という訳ではなく、あくまで、原案である。これから委員の皆さんのインプットを踏まえ、修正を加えていくことにするので、そういう前提でお願いしたい。

(村山委員)

- ・今日一番の目的はガイドラインの案を固めるということであるが、細かい部分であるが、分科会の名称について、助言分科会とするのか、単に分科会とするのか決めておいた方が良いと思う。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ガイドラインでは「分科会」の表現にしたいと考えている。柳委員の指摘を踏まえ、第Ⅰ部 5. 「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」の項目に、「諮問委員会の下に分科会を設置する」という一文を加えることにしたい。分科会の詳細は、実務手順書で補足する。

(村山委員)

- ・その場合、実務手順書では助言分科会という表現になっているので整合性を図る必要がある。

(原科委員長)

- ・助言分科会という表現ではなくて、分科会という表現で通すということか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・分科会で良いと思う。

(村山委員)

- では手順書のほうを修正されるということか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ご理解のとおり。

(村山委員)

- 了解した。

(原科委員長)

- 助言というキーワード、あったほうが良いような感じするが、皆さんはいかがか。村山委員はどう思うか。

(村山委員)

- 統一されていれば良い。

(作本環境社会配慮専門家)

- 助言というのは誰に対しての助言になるのか。諮問委員会に対する助言であり、ジェトロに対しての助言ではない。

(原科委員長)

- では助言、外したほうがいいのか。

(作本環境社会配慮専門家)

- 委員長が案件に対する助言を分科会に委託するとの理解である。

(原科委員長)

- では助言ないほうがいいのか。

(作本環境社会配慮専門家)

- 名称については、私はどちらでも構わない。

(原科委員長)

- 名称によって誤解を与えないよう、助言ではなく、分科会で通すのがいいのか。

(柳委員)

- 先ほど指摘があったのかもしれないが、資料 7 の 8 ページの第 II 部 2.(2)カテゴリ C について、「助言委員会」が残っているが、「諮問委員会」である。

(原科委員長)

・ご理解のとおり、諮問委員会である。

(山田アジア経済研究所新領域研究センター長)

・別の観点であるが、ガイドラインの別紙「環境や人権へのリスクの判断に参考となる条約ガイドライン等」について、今回はビジネスと人権に関する指導原則を含めている。想定されるリスクについては、事前に内場環境社会配慮審査役とも話したが、本日原科先生のご論稿を拝見し、人権という部分は、全ての部分に関わってくる。例えば①「環境社会影響評価の不実施」は、まさにデューディリジェンスをやるか、やらないかという話なので、ここにも丸が入る。⑥「工場からの汚染物質等々の排出」は健康への権利であり、大体全て指導原則を参考にできる。⑫「災害や事故・緊急時の対応の不徹底」は、グリーンバンスメカニズムに該当してくる。そういう意味では、ビジネスと人権に関する指導原則は、環境や人権へのリスクの参考になる資料だということで、全ての区分で該当してくると、今日の原科委員長のご論考を拝読して思った次第である。

(原科委員長)

・ありがとうございます。

(内場環境社会配慮審査役)

・ビジネスと人権に関する指導原則が該当する「想定されるリスク」について確認したい。

(山田アジア経済研究所新領域研究センター長)

・グローバルコンパクトは、ほぼ該当しているのと同様に、⑥から⑪に関しても全ての権利に関わるので該当する。⑫は、救済のアクセスというところに関わるので該当する。それから⑮に関しても、森林伐採等が起これば、誰かの人権、それから住民等への権利にも関わってくるし、それから⑯番に関しても健康・安全という点において、それから、倫理上の問題もあり、まさに指導原則が関わってくると私は理解している。

(原科委員長)

・そうすると、⑬以外は全て基本的人権という観点で該当する。

(山田アジア経済研究所新領域研究センター長)

・ありがとうございます。ご理解のとおりである。

(原科委員長)

・汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等、これはちょっと違う。その他は、全て基本的人権、環境権であるために関わってくる。

(作本環境配慮専門家)

・オース条約では、環境権を確立するためには三つの柱があるという。日本では、未だ議論の途上にある。私は認めたい立場ではあるが、これらを人権に該当するとして公表して良い

か。ジェトロの判断ですべてを人権扱いにして良いかについて、慎重を要すると思う。

(原科委員長)

- ・以前の環境法の研究会で発表があったが、150 数カ国ではもう環境権が法で条文になっているという話を聞いた。国際的には基本的認識だと思うがそういう見方はどうか。私は丸をつけたほうが良いと思うがいかがか。

(高梨委員)

- ・いろいろと発展性はあるかもしれないが、直接的に危険、例えば有害物質の使用、有害化学物質や、その輸出入、有害廃棄物の輸出入、それを人権に関連付けるのは違うような気がしている。

(柳委員)

- ・例えば過去にも途上国で問題があったように、有害廃棄物の輸出によって受け入れる国の労働者が過酷な現場でもって、直火でそのまま燃焼させたりして、健康被害やいろんなものを被ってきたという、公害にもなったという事案もあり、それはひいては、その国の労働者の人権に大きな影響を与えてきたと私は理解しているので該当するとして丸をつけても差し支えないのではないかと思う。

(原科委員長)

- ・私も柳委員と同じ考えである。
- ・先ほどの話の中で、国連のビジネス人権の委員会の調査団の考え方は、今おっしゃったように、かなり幅広い。そういう観点でヒアリングしていた。
- ・発表されたものにもそういうような枠組みで中身が書いてある。そのため、ジェトロとしては、少し先を行って、まさに SDGs 広げる役割があり、これは入れておいたほうが良いと思う。

(作本環境社会配慮専門家)

- ・解釈の問題であるため丸を付けることで構わない。

(作本環境社会配慮専門家)

- ・ガイドライン全体について、山田・新領域研究センター長から話があったグリーンバンスメカニズムについて、不平・苦情が出た場合の窓口は、ジェトロの場合には、環境社会配慮審査役になるのか。かつて、タイにおけるマプタプット工業団地の石油化学事業における事案で、ジェトロに対して公開の意見書が出されたことがある。
- ・そのような場合に備えて、窓口は総務部となるであろうが、苦情にかかるグリーンバンスメカニズムを整備しても宜しいのではないか。もちろん、異議申立ての手続までは直ちには取れないと思うが、既に外部向けに貿易投資相談窓口があり、相談窓口が兼務するかもしれないが、例えば現地事務所と本部と両方で仕組みをつくっていただけると、新しい展開になるのではないかと思っている。

(原科委員長)

- ・その点については、資料8の第Ⅲ部1.(3)「ジェトロが担う環境社会配慮上の責務」において、「ジェトロは、助言対象となる事業の実施中にステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を実施主体と共有した上で、必要に応じて適正に対応する」とあるが、関連情報もここに含まれるのか。どのように解釈すれば良いか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・資料8の5.「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」に、「ジェトロは受け付けた意見を各担当部及び総務部環境社会配慮審査役に送り、適切な対応を取る」と記載がある。
- ・ジェトロホームページの環境社会配慮のページに、意見がある場合には意見送る項目があり、そこから送られてきた意見はジェトロ内で必ず環境社会配慮審査役に届くようになっている。そのため、グリーンバンスメカニズムは整備していると考えている。

(作本環境社会配慮専門家)

- ・苦情というようなレベルでも、できれば諮問委員会にも報告していただけると良い。

(原科委員長)

- ・その通りである。

(作本環境社会配慮専門家)

- ・透明性が確保できると思う。

(原科委員長)

- ・資料8の5.「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」の下から3行目に「ジェトロは、受け付けた意見を各担当部、総務部環境社会配慮審査役及び諮問委員会」とすれば良い。

(高梨委員)

- ・私も賛成である。現場の情報を諮問委員会にもシェアしてもらったほうが良いと思う。

(原科委員長)

- ・窓口をしっかりと作るかどうかの検討材料になるかもしれない。今すぐに作るわけにいかないけれども、これはそのようにするのは宜しいか。

(高梨委員)

- ・諮問委員会と分科会との関係は、委員長ご指摘のとおり、もともとの案は諮問委員会が年1回開催となっており、助言分科会は適宜開催とになると、年間を通じて殆ど分科会が対応してしまう。
- ・最終的に諮問委員会に報告するだけになってしまうと、諮問委員会でいろいろと意見があり、事業の途中でも意見がある場合に、諮問委員会の意見が事業の途中で反映されないことになってしまうので、やはり2回以上あった方が良い。

(原科委員長)

- 最低2回は必要ですね、これは、仕組みとして。それで宜しいか。

(高梨委員)

- JICAも定期的に諮問委員会を開催している。分科会で決めて、全部対応していると、十分でない場合もあると思うので、フィードバックしないとイケない。

(原科委員長)

- 分科会の透明性に対する質問があり、そういう意味では、クローズでやるので、なおさら諮問委員会がしっかりフィードバックしておかないとまずいと思う。これは。そうしないと不透明ということになってしまう。
- それは、そうしましょう。年2回は開催と。そのこと自体は、そんなややこしくないと思う。

(内場環境社会配慮審査役)

- ジェトロでは、前年度の事業実績が固まるのが年度当初になるので、諮問委員会は7月ぐらいに開催するところを基本とすることを考えており、それ以外については、案件があれば委員長と協議し、委員長のご意向に沿って対応していく考えである

(原科委員長)

- そういうことだと思うが、これまでとは異なる論点で議論をしたいと思う。諮問委員会が大事な役割を果たすため、年2回開催してほしい。

(内場環境社会配慮審査役)

- グリーンバンスメカニズムについては、ジェトロが意見を受付た後、必要に応じて、助言委員会に助言を求める流れになっている。そのため、ガイドラインの記載はこのままで宜しいか。

(原科委員長)

- シェアすることがはっきり分かったほうが良い。そのため、「及び諮問委員会に送り」という一文を含めた方が良い。

(柳委員)

- 情報を共有するということである。

(原科委員長)

- ご理解のとおり。共有するという意味である。ジェトロは対応をどうするか決める訳であり、情報は共有しておいたほうが良いという意味である。

(村山委員)

- 例えば、他機関であれば、異議申立ては結構しっかりとしたルールがあり、意見を出す際に

もいろいろ要件がある。

- ・そういう意味では、他機関ではしっかりとしたルールが決まっているが、意見という表現だけだと、割と曖昧なところがあり、どこまで含めるのかは結構悩ましい気がする。
- ・そのため、全ての意見を共有するというにすると、結構いろんなものが入ってくるような気もする。一方で、そんなになければ、共有ということで良いと思う。

(原科委員長)

- ・共有であり、すぐアクションをどう取るかは別の話である。最初はシェアだけは必要だと思う。
- ・そうしないと、逆に意見を仕分ける段階でややこしくなり、単純にしておいた方が良いと思う。

(高梨委員)

- ・意見や異議申立てがあった際に、ジェトロの組織内でどのように対応するか、簡単なルールを作っておかなくて良いか。

(原科委員長)

- ・それはこれからではないか。まず諮問委員会もどういうものがあるかという情報を得ておいて、お互いに考えるための材料である。諮問委員会が知らなかったら理解はできない。

(高梨委員)

- ・シェアした後、もし何かあれば、現場を視察することまで含めたルールである。

(原科委員長)

- ・それは必要なことではあるが、現段階でそこまでやると、また時間がかかるため、取りあえず、まずこの段階で基本になる、基礎になるようなことをしっかりやっておく。その次に、今おっしゃったように、さっきも作本専門家もおっしゃったように、そういう仕組みはこれからつくっていくということで、つくるための情報をまず集めましょうというような考えである。
- ・そのため、第 I 部 5. の箇所は、「及び諮問委員会に送り」だけ、加えていただくことにする。
- ・それから、諮問委員会を何回開くという話は、別にこのガイドラインには記載されていないが、資料 10 の実務手順書に含めていただければ良い。
- ・そうしたら、ご提案あった別紙 1 は、⑬「汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等」を外し、その他は丸を付けることにする。
- ・では、ガイドラインに関しては、大体そんなことで宜しいか。

(源氏田委員)

- ・ガイドラインについては、これからパブリックコメントを募集するという状況なのか。

(原科委員長)

- ・ご理解のとおり。

(源氏田委員)

・この先のスケジュールを教えてください。

(内場環境社会配慮審査役)

・本日の議論の修正点を反映して、パブリックコメントを速やかに実施したいと考えている。前回3週間やっているのので、今回も同様に3週間ぐらいを想定している。12月に3週間ぐらい実施することを想定している。終了後、諮問委員会をもう1回開催し、最終的なガイドラインをセットする流れである。

(原科委員長)

・年末に入る場合、一月もやっていいと思う。1週間空いちゃうから。そのほうが良いのでは。

(源氏田委員)

・出来上がるのは2月になるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

・意見がどの程度出て来るかより異なるが、12月に3週間パブリックコメントを実施、その後、最終的に内容をチェックする。意見を踏まえた調整を1月ぐらいにやり、2月ぐらいに諮問委員会を開催し、その後にジェットロ内部手続を経て開始する予定である。
・並行して英語版も作成する必要がある、その作業も踏まえると、3月頃になる可能性もある。

(源氏田委員)

・理解した。

(原科委員長)

・では、ガイドラインの改定案は先ほどの2か所か。

(作本環境社会配慮専門家)

・パブコメで意見が出なければ、ある意味かなりの時間的節約ができると思う。もし意見が出た場合、諮問委員に共有させてほしい。いろんな種類のコメントがある可能性がある。

(内場環境社会配慮審査役)

・パブリックコメント終了後、ジェットロの中で内容を精査し、委員長にご相談をさせていただき、進め方を決めたい。

(原科委員長)

・委員の皆さんにシェアした上で、そのようにしましょう。
・ガイドラインについては大体そんなことで宜しいか。

(内場環境社会配慮審査役)

・それでは、パブリックコメントを進めさせていただくので、ガイドラインの改定箇所を確認したい。

(原科委員長)

・はい、どうぞ。では、資料8でいいか。

(内場環境社会配慮審査役)

・資料8の以下の箇所について修正する。

・P3 第I部5.「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」

①ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会(以下「諮問委員会」)」を設置し、その下に分科会を設置する。「その下に分科会を設置する」を加筆する。

②ジェトロは、受け付けた意見を各担当部、総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)及び諮問委員会に送り、適切な対応を取る。「及び諮問委員会に送り、」を加筆する。

・P6 第II部2.(2)3)カテゴリC<対応>

諮問委員会に事業・取組概要及び実績等について報告する。

「助言委員会」を「諮問委員会」に修正する。

・P10 別紙1「貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスクの判断に参考となる国際条約・協定、ガイドラインなど」

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にかかる想定されるリスクは、⑬「汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等」以外は全て○を付ける。

・P13 別紙3「スクリーニング様式」

3-4 環境アセスメント報告書や許認可書等は、一般に公開されていますか。

「許認可書」に修正する。

(原科委員長)

・では、ガイドラインは宜しいか。ありがとうございました。それでは、本案でパブリックコメントを実施することとする。パブリックコメントのスタートはいつか。

(内場環境社会配慮審査役)

・12月11日から28日までの3週間を考えている。

(原科委員長)

・1ヵ月くらいは実施した方が良いでしょう。年明けまで実施した方が良いでしょう。普通、パブリックコメントは1ヵ月くらい実施することが多い。

(内場環境社会配慮審査役)

・では年内で終了するので開始を早めるようにする。

(原科委員長)

・では早めに開始してほしい。1ヵ月はあった方が良いでしょう。

- ・では、次は実施手順書であるが、既に随分議論し大体意見を頂いたと思うが、他に何かあるか。

(源氏田委員)

- ・実務手順書Ⅲ部「環境レビューにおける助言分科会の連絡フロー」について、分科会でどんな形で議論を進めるのか記載がある。2つ質問がある。まず、分科会は2週間以内に意見を出すとなっているが、質問があった場合はどのようにするのか。スクリーニング様式を受け取り、いろいろ質問が出てくると思う。例えば、工場を設立する場合であれば、燃料は何を使うのか、排水処理施設はどのようにするかなど質問が見込まれる。その質問を踏まえて助言をすることになえると思うのが、質問に対してもお答えいただけるようなフローが必要と思う。もう一つは、助言の出し方について、個別の委員が個別にメールで事務局に送ることになっているが、できれば集まって、集まるのはオンラインでも構わないが、皆で顔を合わせて話をする場があった方が良く思う。
- ・個別に意見が出てきて、それを事務局がまとめて整合を取ったりするのは大変だと思う。そのため、分科会メンバーが、オンラインでもいいので顔を合わせて議論する場があったらいいかと思う。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・実施主体である企業が対象になるため、助言に時間がかかり、調査のための時間が短くならないように配慮したい。一方、分科会メンバーの質問にはお答えする必要があると考えており、どのようなフローにするか、これから詰めていきたい。あと、集まるかどうかは、皆様はご多忙なため、スケジュール調整も大変になると思う。そのようなことも考慮し、書面で回答いただき、事務局がまとめるフローも一案と考えている。

(源氏田委員)

- ・理解した。確かに、全員集まるのは、事務局の負担はちょっと大きいかと思う。一方、意見が食い違ったりしている場合にどのように調整するのか気になる場所である。事務局側で、調整していただけるのであれば構わないが、手間になることを申し上げておきたい。

(原科委員長)

- ・どちらの手間が大変かである。多分、事務局は集めてやる方法で進めてみて、やはり難しかったら考えれば良いが、今はそういう方法でやりたいということ。

(源氏田委員)

- ・承知した。

(高梨委員)

- ・私も源氏田委員に賛成であるが、JICAでも委員会ではいろんな意見が出る。例えばもっと周辺の水質を調べたらどうかとか、ステークホルダーは聞いたほうがいいんじゃないか、恐らく文章だと非常に枠が狭いので十分に記述できないではないか。

- ・また、環境社会配慮審査役より担当部に助言内容を提供しても、どこまでやるのかの議論になり、できるだけ一緒にやる方が効率的と思う。

(原科委員長)

- ・やり方はいろいろ考え工夫してやっただけいいのではないか。あまりこの方法でやると限定するとややこしくなることもある。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・案件によって、どのような形式が良いのか異なってくると思う。認識が大きく違う場合にはオンラインで集まってやることも考えれば良いと思うし、そうでなければ書面でも構わないと思う。案件の内容を見て、臨機応変に調整させていただく。

(原科委員長)

- ・分科会、人数も何人ぐらいを考えているのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・3人程度を想定している。

(原科委員長)

- ・そのぐらいだったら、オンラインでも可能ではないか。3~4人ならオンラインも出来ると思う。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ジェトロとして、調査の開始前から助言するのは初めての取り組みであり、委員の皆様とのやり取りも初めてになる。そのため、効率的なやり方を今後作り上げていくようなところもあるので、そこは皆様にもご相談しながら、効率的なフローを作り上げていきたいと考えている。

(原科委員長)

- ・分科会の座長に、そういう仕切りもやってもらっても良い。では、実務手順書の内容は、多様な方法が出来るような表現にすることで良いと思う。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・実務手順書は、事務局案として提示したものであり、委員の皆様のご意見は未だ反映していないものである。パブリックコメントを実施している期間中に、委員の皆さんに見ていただき、何かあったら事務局に連絡いただきご意見を取りまとめ、実務手順書難を仕上げていきたい。
- ・次回の諮問委員会で報告するスケジュールで進めていきたいと考えている。意見はたくさんあると思うので、後日、追ってメール等でご連絡いただけるように調整できればと思う。

(原科委員長)

- ・では期間を決めて意見を頂くことで進めたい。この場で急に言ってもなかなか難しい点もあると思うし、逆に後でいろいろ気がつくことがあると思うため、後日お寄せいただくことにする。

・これまで村山委員にいろいろ取りまとめをやっていただいたので、村山委員を中心に、私も、もちろんサポートするが、見ていただくということで宜しいか。

(田辺委員)

・源氏田委員が先ほどおっしゃられた、要は質問をして、一往復した後に助言をするのか、それとも、質問というよりはもう助言を含めてコメントという形で一通なのか。そこで多分、フロー上、大きく変わっている。時間的にも、今のところ、一通というイメージでいる。

(内場環境社会配慮審査役)

・ご理解のとおり、一通のイメージである。

・助言のタイミングは、事業開始前と事業開始後で 2 回ある。そのため、事業開始前に質問しておけば、実施主体がそれも調査した上で報告書の確認段階で回答が確認できると思う。企業も質問しても、すぐそれだけ単発で調査することもできないと思う。そのため、調査ができる時間を提供できるよう配慮したいと考えている。最初は質問も含めて全て助言することで一通、最後に報告書ができるタイミングで、そのご自身の質問も含めて確認いただき、そこで必要に応じ助言いただくという、2 通のプロセスで考えている。

(高梨委員)

・JICA で中小企業の海外投資支援事業を実施しており、コンサルタントが入っているが、実際、企業の人との話はそんな簡単にはいかないと思う。

・だからやはり何度もやり取りをせざるを得ないところがある。例えば質問でも、分かりませんというような話がきくと多いかと思う。中小企業の場合は、海外経験が少ないところも多いので、どこで情報収集するか、データはどうかなど、必ず分からないことがでてくると思う。

・だから、そういう面では、本当に手取り足取りやらなきゃいけないところもあり、なかなか簡単に進まないと思う。その辺は念頭に入れておいたほうが良いと思う。

(原科委員長)

・そんな感じはする。フィードバックぐらいか。

(内場環境社会配慮審査役)

・その点は、事業が終わる段階で助言を行い、事業が終了した後は、通常の貿易相談の範囲内でフォローしていくことは可能かと思う。そのような対応で考えている。

(原科委員長)

・その辺も弾力的にやったほうが良い、

(内場環境社会配慮審査役)

・そのように対応する。今回のガイドライン改定において、事業の実施前と後の両方のタイミングで、助言できるようにした。

(原科委員長)

- ・その点が大きな柱である。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・前回のガイドラインから一步、取組を進めるところと考えている。

(原科委員長)

- ・実施前でなかなかよく分からないところもあるが、まあ丁寧にやるということで進めていただきたい。
- ・では、実施手順書について、いろいろ意見はあると思うが、先ほど申し上げたように意見をお寄せいただくことにし、作業の進め方は、先ほど申し上げたように、村山委員を中心に委員の皆様にも見ていただくということで、ガイドライン運用開始までに仕上げていただきたいと思うが宜しいか。では、私も少しお付き合いするようにしたい。
- ・では、本諮問委員会の意見は、事務局が受付け検討してまいりたい。
- ・大体こんなところで宜しいか。もし宜しければ、この辺で終了したいと思う。それでは、委員の皆様、本日もご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。本日の意見交換において、ガイドラインについては、皆様にご了解いただきました。修正したものを公表して、パブリックコメントを実施していただく。スタートは早めていただき、1 ヶ月程度の期間を設けるようにする。終了後、意見をまとめ諮問委員会を開催したいと考えている。
- ・実施手順書については、本日もたくさん意見をいただいた。事務局で検討いただくと共に、委員の皆様にも見ていただき、次回の諮問委員会で説明をしていただくことにしたい。それでは、本日の議題についてはこれで終了とさせていただく。それでは、進行をジェトロ、石原部長にお返しする。

(石原総務部長)

- ・本日も多くのご意見をいただき誠にありがとうございました。ガイドラインについては、速やかにパブリックコメントを実施し、終了後改めて、委員会を開催し中身を確認いただくことにさせていただければと思う。
- ・また、実務手順書は、本日もご意見もいただきましたし、この後、個別にご意見もいただくということで、引き続き見ていただければというふうに思っている。それでは、事務局より何か最後、補足説明ありますか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・次回の諮問委員会の準備が整ったら、改めてご連絡させていただきたい。また、その前に実務手順書についてもご意見いただきますが皆様のご協力をお願いします。

(石原総務部長)

- ・それでは、これにて、閉会とさせていただく。改めまして、本日もありがとうございました。また次の委員会につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上